芦教委報告第５号

芦屋市教育委員会教育長職務代理者の指定について

標記の件について、別紙のとおり報告します。

令和８年１０月８日提出

芦屋市教育長　野　村　　大　祐

別紙

芦屋市教育委員会教育長職務代理者の指定について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第１３条第２項の規定により、教育長職務代理者を下記のとおり指名する。なお、任期は令和８年１０月２日から令和９年９月３０日とする。

記

第１教育長職務代理者　　三　宅　真理子
第２教育長職務代理者　　河　盛　重　造

以　上

（参照）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育長）

第１３条　教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。

２　教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。